

# 令和4年4月に年金制度の一部が改正されました

今回は改正された6点の内容についてご紹介します。

## 1 繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が**70歳から75歳**へと引き上げられました。また、65歳に達した日以降に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が**5年から10年**に引き上げられました。

※ 対象者は令和4年3月31日時点で70歳未満の方(昭和27年4月2日以降に生まれた方)、または受給権を取得した日から5年を経過していない方となります。



## 2 繰上げ受給の減額率の見直し

老齢年金を65歳になる前に受給開始(繰上げ受給)する場合の減額率が1月あたり**0.5%から0.4%**に変更されました。また、減額率の変更により、繰上げ受給した場合の最大減額率が、**30%から24%**となります。

※ 対象者は令和4年3月31日時点で60歳未満の方(昭和37年4月2日以降に生まれた方)です。昭和37年4月1日以前に生まれた方は減額率が0.5%から変更はありません。

## 3 在職老齢年金制度の見直し

在職中の老齢厚生年金受給者は、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。改正により**60歳以上65歳未満の方の年金の支給が停止される基準**が見直され、65歳以上と同じ基準の**47万円**を上回る場合は、年金額の全部または一部が支給停止される計算方法に緩和されました。



## 4 加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で生計を維持している配偶者または子がいるときに、自身の年金に加算される年金です。従来、生計を維持している配偶者に**老齢や退職、障がい**を支給事由とする給付を受け取る権利がある場合には、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が**全額支給停止**されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。しかし、令和4年4月以降は、配偶者の**老齢または退職**を支給事由とする給付が**全額支給停止**となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されます。

※ 障がいを支給事由とする給付については変更ありません。

## 5 在職定時改定の導入

在職中の**65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者**は、従来、資格喪失時(退職時もしくは70歳到達時)にのみ年金額が改定されていましたが、**令和4年4月からは在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する在職定時改定制度**が新たに導入されました。

## 6 基礎年金番号通知書への切替え

令和4年4月1日以降、新たに年金制度に加入する方や年金手帳の紛失などによる再発行を希望する方には**年金手帳ではなく、基礎年金番号通知書**を発行します。

※ 既に**年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書は発行されません**ので、引き続き年金手帳を、大切に保管してください。



より詳細な内容については日本年金機構のHPからご確認いただけます。  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.html>



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812